

○野辺地町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

平成二十七年十二月八日

条例第十九号

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(町の責務)

第三条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第四条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第二の上欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は野辺地町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第二の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町長又は教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第二項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付け

られているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

別表第一（第四条関係）

機関	事務
一 町長	野辺地町乳幼児医療費給付条例（平成五年野辺地町条例第二十号）による乳幼児の医療費給付に関する事務
二 町長	野辺地町子ども医療費給付条例（平成二十三年野辺地町条例第十号）による子どもの医療費給付に関する事務
三 町長	野辺地町すこやか医療費給付条例（平成三年野辺地町条例第十五号）によるひとり親等の医療費給付に関する事務
四 町長	野辺地町重度心身障害者医療費助成条例（平成五年野辺地町条例第十八号）による重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

別表第二（第四条関係）

機関	事務	特定個人情報
一 町長	野辺地町乳幼児医療費給付条例による乳幼児の医療費給付に関する事務	地方税関係情報
二 町長	野辺地町子ども医療費給付条例による子どもの医療費給付に関する事務	地方税関係情報
三 町長	野辺地町すこやか医療費給付条例によるひとり親等の医療費給付に関する事務	地方税関係情報
四 町長	野辺地町重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者等の医療費助成に関する事務	地方税関係情報